

第2章

みんなが健康でいきいきと暮らせるまち



第1節	福祉社会の推進	82
第2節	高齢者福祉・介護の充実	85
第3節	障がい者福祉等の充実	88
第4節	少子化への対応と子育て支援	92
第5節	生活自立支援の充実	95
第6節	保健衛生の充実	97
第7節	市立池田病院を拠点とした地域医療体制の充実	101
第8節	みんなで支える医療保険	103
第9節	人権尊重の推進	106
第10節	男女共同参画社会の実現	108

第1節 福祉社会の推進

めざすべき姿

高齢者や障がい者（児）をはじめとするあらゆる人の社会参加が進み、一人ひとりの能力と地域全体の支え合いにより、住み慣れた地域で、健康で文化的な生活を営み、希望する保健・医療・福祉のサービスが受けられ、安心した生活を送ることができるようになっている。

現状と課題

- 少子高齢化および核家族化が進行し、地域社会への関心が希薄になり、家族の扶助機能や地域での相互扶助機能が低下する傾向にある。
- 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、NPO 法人などの活動に対する市民の理解を深め、参画を促進していく必要がある。
- 保健・福祉サービスを総合的に提供する保健福祉総合センターは、保健福祉の中核施設としての認知度を上げる必要がある。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方が認知されてきているものの、障がい者（児）や高齢者などに配慮し、防災面にも優れた生活基盤整備を、一層推進する必要がある。
- 自殺対策として、総合相談や電話相談、自死遺族支援など、専門的な相談・支援を民間委託で実施しているが、新しい行政分野であり、積極的に取り組む必要がある。

施策の体系



1. 地域福祉活動の推進

計画

地域福祉計画^{23※}などに基づいて、市民の自発的な福祉活動を促進し、地域で支え合う環境づくりを進める。

^{23※}
地域福祉計画
福祉サービスの適切な利用、社会福祉を目的とする事業の発達、市民の福祉活動への積極的な参加などを促進する計画。

- ステップ**
- ・ 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、医療機関、教育機関、企業などが相互に連携を図りながら、地域福祉活動を推進できる体制を強化する。
 - ・ 公民館や共同利用施設などを、地域福祉活動の推進のための交流の拠点として活用する。
 - ・ 福祉に関係する団体が行う活動などへの参加を広く呼びかけ、ボランティア活動に対する理解を深められるよう、働きかける。

2. 保健福祉総合センターの機能充実

- 計画**
- 多様な保健・福祉サービスの一体的な提供と地域福祉活動を推進する市民交流の場とするため、保健福祉総合センターの機能を充実し、活用を推進する。

- ステップ**
- ・ 保健事業、健康増進、高齢者福祉、障がい者福祉、次世代育成支援の各施策が円滑に進むよう機能の充実を図る。
 - ・ 地域福祉の核施設として広く市民に活用されるよう、地域コミュニティや世代間交流の場としての運用を充実させる。
 - ・ 市民交流の場を提供し、積極的に PR する。

3. やさしいまちづくりの推進

- 計画**
- 障がい者（児）や高齢者などに配慮した住まいづくりを支援するとともに、公共施設、民間施設などの生活環境基盤の整備を推進する。

障がい者（児）や高齢者など、社会的弱者に配慮したまちづくりを推進する。

- ステップ**
- ・ 障がい者（児）や高齢者住宅の供給体制の整備や良好な住環境の整備を行う。
 - ・ 公共施設や民間施設などを市民すべてが利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインの観点からより一層の整備を行う。
 - ・ 防災面に配慮し、障がい者（児）や高齢者などの安否確認や避難誘導できるルートや施設を確保する。
 - ・ 市民ニーズを的確に把握する。
 - ・ 自殺対策連絡協議会を設置し、専門機関などとの相互連携や包括的なネットワークを構築する。

■ 市民等の市政への参画

- ・ 総合福祉施策推進審議会や地域福祉計画の改定に際し、市民や福祉関係団体、ボランティア、事業者などの参加により、市民の自主的・自立的な福祉活動を福祉施策に反映できるよう努める。
- ・ 地域コミュニティ推進協議会による見守り活動や配食サービスなどの事業を通じて、地域住民がともに支え合う福祉のまちづくりを行う。

■ 主な部門別計画

- ・ 池田市地域福祉計画(保健福祉総務課：平成 17 年度(2005 年度)～22 年度(2010 年度)、改訂計画 23 年度(2011 年度)～)



第2節 高齢者福祉・介護の充実

めざすべき姿

高齢者が、できるかぎり住み慣れた地域の中で、すべての世代の方との交流・助け合いなどを通じて、いきいきと暮らせる社会となっている。

元氣な高齢者が支援などを要する高齢者の支え手となるなど、地域みんなで高齢者を支える社会となっている。

■ 現状と課題

- 平成 27 年（2015 年）には、団塊の世代が 65 歳を迎え、本市においても 4 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会が現実のものとなる。
- 高齢者については、介護や年金などの社会保障制度、住宅や生活環境、雇用の問題など各分野で大きな課題があり、総合的な施策の展開と幅広い対応が求められている。
- 高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、家族の介護力が低下傾向にある。
- 高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、福祉や介護の充実、地域での支え合いが求められている。

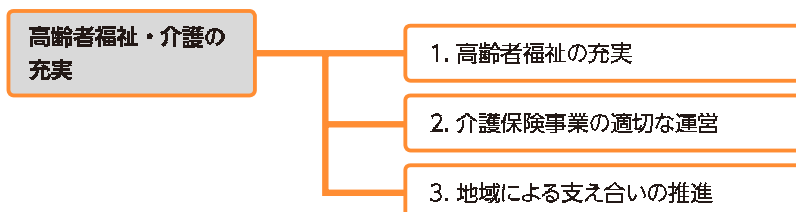
■ 市内高齢者の状況

（単位：人）

		人数	内訳	
			男性	女性
高齢者人口	65 歳以上～75 歳未満	12,251	5,635	6,616
	75 歳以上	10,094	3,934	6,160
	計	22,345	9,569	12,776
ひとり暮らし 高齢者等	ひとり暮らし高齢者（65 歳以上）	5,531	1,325	4,206
	高齢者夫婦のみの世帯（65 歳以上）	8,424	4,212	4,212

※平成 22 年 4 月 1 日現在
（出所：保健福祉部高齢介護課）

■ 施策の体系



24※
居宅介護サービス
 ホームヘルパーなどが訪問して行うサービス「訪問サービス」と、自宅から施設に通って日帰りで利用する「通所サービス(デイサービス)」、短期間施設に泊まって介護を受ける「短期入所サービス(ショートステイ)」などをいう。

1. 高齢者福祉の充実

計画 すべての高齢者が社会参加し、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、高齢者福祉サービスの充実を図る。

- ステップ**
- ・老人クラブの育成を図る。
 - ・老人福祉センター(敬老会館など)の維持と運営の充実を図る。
 - ・シルバー人材センターの活用と運営の充実を図る。
 - ・高齢者が積極的にボランティア活動などへ社会参加できる環境づくりを行う。
 - ・高齢者自らが自立する意欲を持つことができるように啓発する。
 - ・地域子どもたちとのふれあいなど、世代間交流を促進する。
 - ・高齢者の健康の保持増進を図る。

■介護保険要介護(要支援)認定状況

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
要支援1	133	207	290	372	411	226	381	429	450
要支援2						269	484	555	590
要介護1	495	667	832	1,000	1,117	1,057	706	666	672
要介護2	384	435	434	446	479	556	588	581	650
要介護3	231	244	281	325	359	424	500	544	515
要介護4	241	255	282	291	328	365	416	456	485
要介護5	244	254	261	287	304	320	350	388	431
合計	1,728	2,062	2,380	2,721	2,998	3,217	3,425	3,619	3,793

※各年平均
 (出所:介護保険事業計画)

2. 介護保険事業の適切な運営

計画 介護を必要とする人が、状態に応じたサービスを受けることができるよう、介護保険事業を適切に運営する。

- ステップ**
- ・居宅介護サービス^{24※}の質の確保と向上を図る。
 - ・地域密着型サービス^{25※}を中心とした施設サービスの量の確保と質の向上を図る。
 - ・介護予防サービスの質の確保と向上を図る。
 - ・利用者ニーズの把握・分析を行う。
 - ・地域包括支援センター^{26※}のさらなる機能強化を図る。
 - ・介護従事者の需要増に対しては、事業者と求職者とのマッチングを図る。
 - ・居宅介護を行う同居家族へのケアとして、相談支援業務の充実を図る。
 - ・適正な介護給付の推進を図る。

25※
地域密着型サービス
 平成18年(2006年)4月1日の介護保険法の改正に伴い創設された新たなサービス。
 ①夜間対応型訪問介護②認知症対応型通所介護③小規模多機能型居宅介護④認知症対応型共同生活介護(グループホーム)⑤小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム⑥小規模(定員29人以下)の特定施設入所者生活介護(ケアハウス)

3. 地域による支え合いの推進

計画 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域住民の協力や地域で温かく見守る体制を構築する。

ステップ

- ・ 地区福祉委員や地域コミュニティ推進協議会など各種団体のネットワーク化を図る。
- ・ 個人情報保護法の趣旨を尊重しながらも、災害時・緊急時の連絡体制を構築する。

■ 市民等の市政への参画

- ・ 各種計画策定時には、計画策定委員会の公募に積極的に応じ、参画する。また、パブリックコメントにも意見を出す。
- ・ 地域コミュニティ推進協議会による見守り活動や配食サービスなどの事業を通じて、地域住民がともに支え合う福祉のまちづくりを行う。

■ 主な部門別計画

- ・ 第4期池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（高齢介護課：平成21年度（2009年度）～23年度（2011年度）、改訂計画24年度（2012年度）～）



26※ 地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度（2006年度）から新設された拠点。保健師、社会福祉士、ケアマネージャー等が中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネージャーへの支援」などを行う。

第3節 障がい者福祉等の充実

めざすべき姿

ノーマライゼーション^{27※}の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会が実現している。

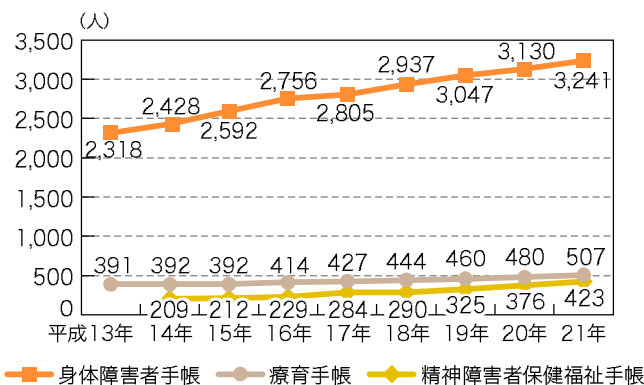
障がい者（児）があらゆる社会活動に参加し、社会の一員としての責任を分かち合っている。

現状と課題

- 障がいのある人が、自己決定・自己選択し普通に暮らせる地域環境は、順次整備されているものの、まだ十分に整備されているとは言えない。そのため、障がい者（児）の親は、自分亡き後の子どもの生活を心配する状況が続いている。
- 障がい者（児）のQOL（生活の質）の向上や家族のサポート体制を整備する必要がある。
- 障がいのあるがままを受け入れ、普通に暮らせる基盤づくりが求められている。
- 総合的な相談窓口や障がい者（児）自身のニーズに合わせた支援体制を整備する必要がある。
- 障がいによっては高額な医療費がかかるが、その助成については国や府の制度変更に影響されるおそれがある。
- 施設サービスについては、壮年期までは整備されているが、増加している高齢障がい者に対しても充実させる必要がある。
- 障がい者（児）の就労は、依然として困難な状況にある。
- 発達障がいについては10年ほど前から社会的に注目され始めた。法が制定され、特別支援教育をはじめとする適切な支援体制が着実に進められてきてはいるものの、さらなる整備の必要がある。

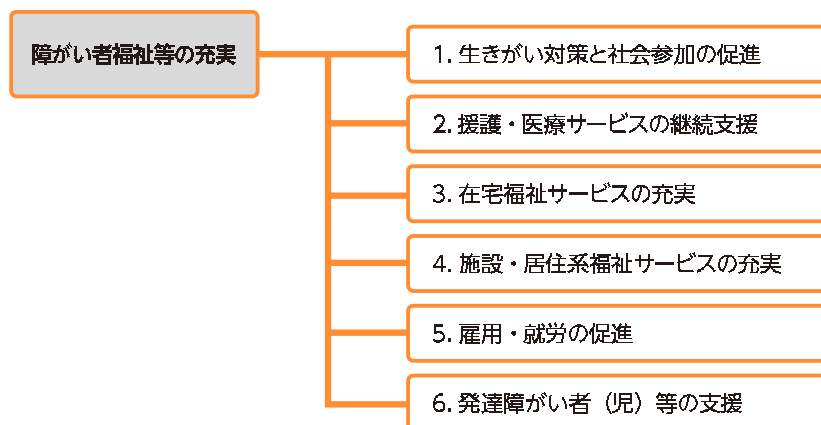
^{27※}ノーマライゼーション
自宅などで「できるだけノーマルに近い生活を提供すること」を保障する社会の価値、物理的構造、サービスを整備していく理念。もともとは、北欧の知的障がい者の処遇に関して主張された考え方で、障がい者を特別視したり、特別扱いするのではなく、平等に扱われ、かつ一般の社会で普通の生活が送れることを趣旨とする考え方。昭和56年（1981年）の国連国際障害者年を契機に認知度が高まった。

■身体障害者手帳等交付者数の推移



※各年3月31日現在
（出所：保健福祉部障害福祉課）

■ 施策の体系



1. 生きがい対策と社会参加の促進

計画 障がい者（児）が生涯にわたってさまざまな形で社会参加と自己実現を図り、生活の質を高めることができるように支援する。

障がい者（児）が社会に参加できる居場所づくりや障がい者（児）に開放的なまちづくりを行う。

- ステップ**
- ・「障がい者週間」「障がい者雇用促進月間」「人権週間」など幅広い参加が得られる各種行事などを開催し、社会参加にかかる啓発・広報活動に努める。
 - ・生涯学習やスポーツ活動の機会の充実を図る。
 - ・障がい者（児）同士、障がい者（児）と地域の人たちとの交流の促進を図る。
 - ・施設などの整備だけでなく、心のバリアフリー化も進める。

2. 援護・医療サービスの継続支援

計画 障がい者（児）に対して親亡き後の生活を援護する。
障がい者（児）への安定した医療の提供を支援する。

- ステップ**
- ・各種サービスの負担軽減のための施策を継続して行う。
 - ・障がい者医療施策の充実を図る。
 - ・障がい者（児）に対する支援だけでなく、同居家族へのサポートを行う。
 - ・国・府に援護・医療サービス制度の継続を要望する。

3. 在宅福祉サービス^{28※}の充実

計画 障がいのある人々が住み慣れた地域において、必要なときに必要な在宅生活の支援を受けられるように、サービスの供給体制・相談体制をより一層充実させる。

- ステップ**
- ・障がいが複雑化していることから、より専門性の高い人材の確保と養成に努める。
 - ・居宅介護給付事業などの訪問系事業や短期入所事業、その他の施設利用系事業を充実する。
 - ・災害時や緊急時の各種障がいに対応した対策を立てる。
 - ・専門性の高い人材を確保するとともに各種機関の連携を推進し、相談支援体制を充実する。

4. 施設・居住系福祉サービス^{29※}の充実

計画 施設入所者の自立を支援する。
障がい者（児）の自立した生活を支援するために、ケアホームやグループホームなどの居住系サービスの確保に努める。

- ステップ**
- ・市立くすのき学園などの通所施設は、日中活動の場として、また、就労へ向けての訓練の場として、施設の充実に努める。
 - ・居住系生活拠点としてのケアホームやグループホームの充実に努める。
 - ・障がい者（児）ニーズに対応した住宅整備を推進する。
 - ・高齢障がい者仕様の特別養護老人ホームの施設整備を支援する。
 - ・入所施設を利用し、地域での自立した生活に向けて支援する。

5. 雇用・就労の促進

計画 障がい者の就労の場を確保するため、雇用の促進に努めるとともに、これらを多面かつ重層的に支える仕組みを構築する。

- ステップ**
- ・事業主に対して、啓発・広報活動を積極的に行い、働く意欲のある障がい者が一人でも多く就労できるよう努める。
 - ・障がい者への職業訓練・機能訓練・生活訓練など、自立に向けた支援を行う。
 - ・事業主が取り組む職場環境の改善などを支援し、障がい者雇用の機会の拡大を図る。
 - ・福祉的就労の場の整備促進を図る。
 - ・ハローワーク、事業主、教育機関、行政が連携し、支援体制をつくる。

^{28※}
在宅福祉サービス
居宅介護・重度訪問介護など対象者が自宅で生活できるように提供される福祉サービス。

^{29※}
施設・居住系福祉サービス
障がい者福祉施設やケアホーム、グループホームにおいて提供される福祉サービス。

6. 発達障がい者（児）等の支援

計画 発達障がいなど、近年制定された法にかかる障がい者（児）に対する総合的な支援体制を構築する。

ステップ ・乳幼児期の早期発見・早期療育、児童期から青年期までの一貫した支援システムを構築する。
・個人にかかるデータの共有と支援の連携を図る。

■ 市民等の市政への参画

- ・障害福祉計画の策定や自立支援協議会へ積極的に参画し、障がい者（児）が地域で安心して生活できる社会づくりをめざす。
- ・地域コミュニティ推進協議会による交流の場づくりや地域による見守りなど、地域住民が支え合う形をつくる。

■ 主な部門別計画

- ・第2期池田市障害者計画（障害福祉課：平成15年度（2003年度）～23年度（2011年度）、改訂計画24年度（2012年度）～）

第4節 少子化への対応と子育て支援

めざすべき姿

結婚や出産、子育てと仕事の両立にかかわる社会的な選択肢が拡大するなか、ライフステージに応じた希望の生活を実現できるようになっている。

また、多様な子育て支援サービスが、必要な質・量ともに確保・提供されとともに、社会全体で子どもたちを育てる環境が整備され、子どもたちが健やかに育っている。

現状と課題

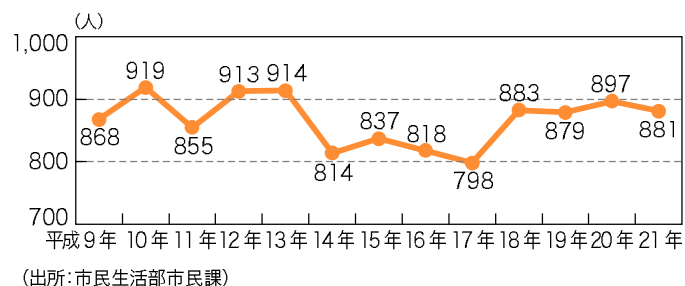
- 少子化の原因として、未婚率の上昇や晩婚化、晩産化、出産数の減少等が挙げられる。
- 少子化の背景には非正規雇用の増大、女性の就労の増加や仕事と子育ての両立の難しさ、子育てコストの増大、住宅事情等、子育てに関する不安感が大きいことがある。
- 少子化の中にあっても、共働き世帯の増加に伴い、保育所入所を希望する家庭が増えている。
- 一時預かりや病後児保育など、保育ニーズが多様化している。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより家庭の教育力が低下し、子育てに不安を持つ親や児童虐待などが増加している。

■乳幼児人口の状況（外国人を含む）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
0歳	872	895	775	841	799	777	856	916	858	895
1歳	889	914	917	793	843	832	847	887	925	880
2歳	895	894	907	908	812	858	898	869	890	945
3歳	886	915	884	917	899	843	936	950	879	887
4歳	908	918	913	886	924	928	908	990	948	893
5歳	871	898	919	913	896	941	954	916	1,005	942

※各年3月31日現在
（出所：住民基本台帳、外国人登録）

■年間出生数の推移



■ 施策の体系



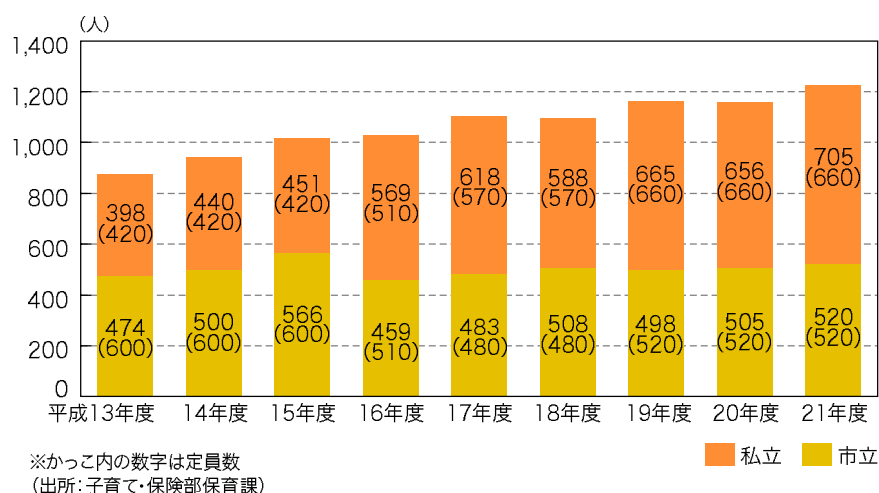
1. 保育事業の充実

計画 保育所については、地域事情や保護者のニーズに見合った保育サービスを充実させるとともに、子育て拠点としての役割を果たしていく。

子どもたちが保育所で安全に過ごすよう、保育所の規模・機能の充実を図っていく。

- ステップ**
- ・保育所施設の老朽化等の改善を図り、施設整備の充実に努める。
 - ・小学校などとの連携も含め、地域における子ども同士や高齢者との交流を促進する。
 - ・延長保育や一時保育など保育ニーズに合わせて、サービスを拡充するとともに、私立保育所などとの連携を図り、提供手段の多様化を図る。
 - ・在宅児童や親に対する事業を充実・拡大する。

■ 保育所入所児童数の状況



2. 地域における子育て支援の推進

計画 子育て家庭に対し経済的支援を拡充するとともに、地域の中で子育てしやすい環境を整備する。

30※ ファミリー・サポ ート・センター

地域の子育てと仕事の
両立を応援するための
事業。育児の援助を受
けたい人で行いたい人
が会員となり、急な残
業や外出などの際に児
童の預かり等の子育て
支援を行う。

31※ 新・いけだ子ども 未来夢プラン

次世代育成支援対策
推進法に基づき策定さ
れた計画。市民が次代
を担う子どもを生み育
てることに喜びや楽し
さを感じ、安心して子
育てができる環境づく
りに向けて、平成 22
年度(2010 年度) から平成 26 年度(2014
年度)までの5年間を
後期計画と位置付けて
いる。

- ステップ**
- ・子育て家庭への支援を国や府に要望する。
 - ・医療費助成の拡充を図る。
 - ・ファミリー・サポート・センター^{30※}事業では子育て家庭をサポートする
援助会員を増やす。
 - ・子育てに不安を持つ親を支援する地域子育て支援拠点事業では、拠点数を増やす。
 - ・子ども家庭センターや民生児童委員による支援体制を強化する。

3. 子育てと仕事が両立できる環境の整備

- 計 画** 子育てと仕事が両立できる環境の整備と充実とともに市民啓発を行う。

- ステップ**
- ・女性が育児をしながら働きやすい環境づくりと男性が育児できる体制づ
くりを図る。
 - ・受け入れ児童の生活基盤としての留守家庭児童会の施設設備の拡充を
図り、健全育成に努める。
 - ・企業に対する子育て支援策や子育てしやすい職場環境の PR に努める。
 - ・新・いけだ子ども未来夢プラン^{31※}(後期計画)を推進する。

4. 要保護児童と家族に対する支援体制の充実

- 計 画** 早期に要保護児童を発見し、その家族を含めた支援を行う。

- ステップ**
- ・虐待や育児放棄などの要保護児童を早期発見する体制を整える。
 - ・保育所、幼稚園、学校や専門機関の連携体制を整え、情報を共有する。
 - ・心理士等の専門員による支援を充実させる。

■ 市民等の市政への参画

- ・地域コミュニティ推進協議会をはじめとする地域住民が学校外での児童の見守り
を行うとともに、地域の公園や通学路の安全を点検・確保する。
- ・地域の特性を生かした柔軟な子育て支援を展開していくことで、子育ての孤立感・
負担感を軽減する。

■ 主な部門別計画

- ・池田市次世代育成支援行動計画「新・いけだ子ども未来夢プラン」(子育て支援
課：平成 22 年度(2010 年度)～26 年度(2014 年度))